諮問番号：平成 30 年度（税）諮問第３号、令和元年度（税）諮問第１号
答申番号：令和２年度答申第１号

答　申　書

第１　審査会の結論

審査請求人（当初請求時点では代理人）が平成３０年９月１２日に提起した西尾市長（以下「処分庁」という。）が行った西尾市[redacted]町[redacted]及び西尾市[redacted]町[redacted]（以下「本件各土地」という。）に対する平成３０年度固定資産税及び都市計画税の賦課処分についての審査請求（平成３０年度（税）第３号）及び令和元年５月２０日に提起した処分庁が行った本件各土地に対する平成３１年度固定資産税及び都市計画税の賦課処分についての審査請求（令和元年度（税）第１号）は棄却すべきとの審査庁の判断は妥当ではなく、本件審査請求に係る処分（以下「本件処分」という。）は、取り消されるべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

２　審査請求の理由

⑴　現況とデジタル地番図の差異について

本件各土地において、県コンクリート杭、関係地主の認識、国道２４７号線バイパスを建設する前の昭和４５年に撮影された航空写真、ホース接続水栓の位置、みかん畑の地形、昭和４８年に作製された分筆の際の地積測量図、地番図地籍と登記地積の差異等から、デジタル地番図の配置・筆界に誤りがあることは明白である。配置・筆界の誤りによって、土地所有者でない者への課税がなされており、本件処分は地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第３４３条第１項の規定に反する違法行為である。

⑵　デジタル地番図の修正について

処分庁は、法第４０３条及び法第４０８条に基づき、賦課決定権者の責任において速やかに適正な現地調査及び課税客体の正確な把握を行い、デジタル地番図を修正すべきである。

⑶　デジタル地番図の作製方法について

本件審査請求に係る土地に関し、デジタル地番図の作製時期や具体的手法等の説明を求めても、処分庁は「公図を基に航空写真により現況に合わせて調整している。」と述べるのみである。詳細の説明を求めても「資料が残っていないため不明」と答弁するばかりであり、賦課決定権者としての説明責任が果たされていない。

第３　処分庁の弁明の要旨

１　弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

２　弁明の理由

⑴　現況とデジタル地番図の差異について

本件各土地は、地籍調査が行われておらず、現況についても山林や農地等が混在する地域で土地の境界が不明確であり、デジタル地番図と現況に差異がある可能性は否定できない。

しかし、審査請求人が主張する分筆の際の地積測量図は、不動産登記法施行細則改正以前の昭和４８年に作製されたものであるため、当該地籍測量図をもって、デジタル地番図の配置や土地の形状等が誤りであることを根拠付ける信頼性は低い。

また、土地の所有者間において、境界等に認識があったとしても、納税者の主張する境界に明確な根拠が存在しない状態では、即座にそれを採用することはできない。

固定資産税の賦課決定に際しては、台帳課税主義の原則がとられており、賦課するにあたって必要となる地籍等は、公図及び登記簿によって明らかとなっており、少なくとも公図及び登記簿上、本件各土地と他の土地との重複はないため、本件処分は適法である。

⑵　デジタル地番図の修正について

デジタル地番図と現況に差異があるかどうかは、個々の土地について境界等の調査をしなければ判定できないため、不動産登記法第１４条第１項の地図が受理される場合を除き、地権者等の申出による修正は行っていない。

⑶　デジタル地番図の作製方法について

本件審査請求に係る土地のデジタル地番図の作製にあたり、いつ撮影した航空写真を使用して、どのような手法で土地の形、配置を調整し、現

在の状況になったかは、作成当時の資料が残っていないため不明である。

第４　審理員意見書の要旨

１　意見書の趣旨

本件審査請求を棄却するのが相当である。

２　意見書の理由

⑴　現況とデジタル地番図の差異について

現況とデジタル地番図にずれがある可能性は否定できないが、賦課期日において、本件各土地は物理的に存在している。固定資産税を賦課するにあたって必要となる地籍等は、公図及び登記簿によって明らかになっており、少なくとも公図及び登記簿上、本件各土地と他の地番の土地との重複もないことから処分庁は課税したものと理解する。

審査請求人が過去の図面、利用形態等を証拠としてデジタル地番図の示す範囲に誤りがあるとしていることは、心情的には理解する。しかし、最終的な判断は実測等による確定数値が必要であり、全市全筆を平等に扱う観点から、処分庁が明確な根拠が存在しない状態では採用できないとすることについてはやむを得ないと判断する。

⑵　デジタル地番図の修正について

土地所有者からの申し出による一部の土地のみを実測することは、税負担の不均衡をもたらす恐れがあり、台帳課税主義のもと、原則、地籍更正登記によりデジタル地番図の修正を行うとしている処分庁の対応は、市としての平等、税の公平性を確保していると考える。

⑶　デジタル地番図の作製方法について

作製方法の詳細が不明であることについて、年月が経過する中でのことで理解する。

第５　審査庁の諮問に係る判断の要旨

本件審査請求は審理員意見書に記載のとおり棄却すべきである。

第６　調査審議の経過

本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和２年４月　８日　諮問書の受理
令和２年４月　９日　主張書面又は資料の提出についての期限通知
令和２年４月２０日　審査請求人から資料の収受
令和２年６月２４日　第１回調査審議
令和２年７月２２日　第２回調査審議（審査請求人及び処分庁から意見聴取）
令和２年８月２６日　第３回調査審議

第７　審査会の判断の理由

１　審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人らに対して弁明書の送付及び反論書、証拠書類等の提出依頼を行うなど、その手続きは適正に行われたものと認められる。

２　原処分に係る法令等の規定について

⑴　法第３４３条第１項では、「固定資産税は、固定資産の所有者（略）に課する」旨が規定され、同条第２項では、「前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（略）として登記又は登録がされている者をいう（略）」旨が規定されている。

⑵　法第７０２条第１項では、「市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第５条の規定により都市計画区域として指定されたもの（略）のうち同法第７条第１項に規定する市街化区域（略）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる」旨が規定され、同条第２項では、「（略）前項の『所有者』とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第３４３条（略）において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう」旨が規定されており、都市計画税の納税義務者となる所有者とは、固定資産税の納税義務者である所有者と同一である旨が定められている。

⑶　法第３８０条第３項では、「市町村は、（略）、当該市町村の条例の定めるところによって、地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を備えて逐

次これを整えなければならない」旨が規定されている。

⑷　法第４０３条第２項では、「固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、総務大臣及び道府県知事の助言によって、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならない」旨が規定されている。

⑸　法第４０８条では、「市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少くとも一回実地に調査させなければならない」旨が規定されている。

３　審査会の判断

⑴　本件課税処分の法的位置付けについて

ア　審査請求人は、本件処分において、配置・筆界の誤りによって、土地所有者でない者への課税がなされており法第３４３条第１項の規定に反する旨を主張しているところ、土地の所有者については、法第３４３条第２項において、登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者である旨が規定されている。実務上、土地の真の所有者の把握は容易でなく、迅速かつ簡易な課税を実現するために法は台帳課税主義の原則を採用しているものであるが、本件各土地の如く配置・筆界の如何により都市計画区分が左右され税額に差異が生じ得る場合には、公図及び登記簿上本件各土地と他の地番の土地との重複がなく、かつ本件各土地の登記簿上の所有者が審査請求人であることのみをもって、直ちに適法な課税であると断ずることはできない。即ち本件は台帳課税主義の原則によって直ちに解決できる問題ではなく、配置・筆界の特定による土地の評価の在り方如何によっては、本件処分が法第３４３条第１項を始めとする関係法令の規定に違反するとされる余地がある。

イ　しかしながら、いかなる資料を整え、どのような方法によって、配置・筆界の特定を始めとする土地の公正な評価を行うかについては、法は、裁量の余地がない程に事細かに規定を設けているわけではなく、行政庁（処分庁）による一定の裁量に委ねる趣旨であることが明らかである。しかし、これは、いわゆる自由裁量ではなく、必要な資料を整え、公正な評価により、所有者に適正に課税するという法の解釈に当たっての裁量であり、いわゆる羈束裁量（法規裁量）であって、処分庁の裁量処分としての課税処分は、「裁量権の範囲を越え又はその濫用があっ

た」と認められる場合には、当該処分を取り消すことができると解すべきである。そして、「裁量権の範囲を越え又はその濫用があったかどうか」については、処分庁の判断が、「全く事実の基礎を欠くかどうか」又は「社会通念に照らし著しく妥当性を欠くかどうか」によって判断すべきである。

⑵　デジタル地番図の位置付けとその作製方法及び修正について

ア　デジタル地番図は、法第３８０条第３項に規定される「その他資料」として位置付けられるものであるが、実際の所有関係を証明できるレベルで作製することは現実的には困難であることは、容易に想定できることから、あくまでも課税の際の参考資料であり、その作製にあたっては、処分庁に一定の裁量が与えられていると考えることが妥当である。

イ　審査請求人は、デジタル地番図の作製時期や具体的手法等の説明を求めても、処分庁が「資料が残っていないため不明」と答弁するばかりであったことを、賦課決定権者としての説明責任を果たしていないものとして問題にしている。

　しかし、本件についてみると、処分庁は、本件各土地のデジタル地番図の作製方法について、「公図を基に航空写真により現況に合わせて調整した」旨を説明し、その詳細手法については不明としているものの、令和２年７月２２日の意見聴取において、「当該デジタル地番図の作製は合併前の旧幡豆町時代に専門業者に委託しているものと思われるが、当時の文書は、保存年限を過ぎており存在しない可能性が高い」と述べており、年月の経過の中で、処分庁がデジタル地番図の作製方法について詳細な説明を行うことができないのもやむを得ないと認められる事情があり、説明責任を果たしていないものとして違法と評価するには当たらない。

ウ　さらに、審査請求人は、本件において、処分庁は、法第４０３条及び第４０８条に基づき、賦課決定権者の責任において速やかに適正な現地調査及び課税客体の正確な把握を行い、デジタル地番図を修正すべきであると主張する。

　しかしながら、課税参考資料としてのデジタル地番図をいかなる場合に修正すべきかについても、処分庁による一定の裁量に委ねられていると解されるところ、第４の２の（２）の審理員意見書で述べられているとおり、一般的な対応として、処分庁が、不動産登記法第１４第１項の地図が受理された場合を除き、地権者等による申出による実測・

修正を行わないとして、デジタル地番図の修正に応じないことは、台帳課税主義及び税負担の公平性の観点から合理的であるといえるところであり、著しく妥当性を欠くとはいえず、裁量権の逸脱は認められない。

⑶　デジタル地番図の取扱いを含む本件課税処分の裁量権逸脱の有無について

ア　最後に、本件各土地におけるデジタル地番図の配置や取扱い、及びこれに基づく本件課税処分について、裁量の範囲を越え又はその濫用があったと認められるかどうかを検討することとする。⑴のイで述べたとおり、これを検討するに当たっては、処分庁の判断が、「全く事実の基礎を欠くかどうか」または「社会通念に照らし著しく妥当性を欠くかどうかによって判断する。

この点に関し、審査請求人が、デジタル地番図の配置・筆界の誤りは明白であると主張しているのに対し、処分庁は、弁明書等において現況とデジタル地番図に差異があることについては反論していない上、令和２年７月２２日に行った意見聴取においても、現況と地番図に乖離があるという認識を示している。

当審査会としても、審査請求人の示す各種資料や現状の本件各土地の利用状況を考慮すれば、審査請求人の主張には一定の合理性が認められ、仮に実測を行った場合には、地番図の配置は現在処分庁が使用しているものから大きく変動することが明らかであると考える。

イ　また、本件処分については、本件各土地の付近に国道２４７号線から３８メートルで引かれる市街化区域と市街化調整区域の境界線が存在しており、それらの位置関係が変動することによって、本件各土地に係る固定資産税及び都市計画税の額が大幅に変更となるおそれがあるという特殊事情を有している。

ウ　さらに、平成３０年３月１９日付都市計画区分の訂正通知を受け、審査請求人が同月２２日に処分庁に対し土地の範囲に誤りがあることを主張し、同月３０日に処分庁職員が現場において県コンクリート杭を確認していることから、処分庁は、現況とデジタル地番図に差異があり、それによって、審査請求人に不利となる税額を課す可能性があることをあらかじめ認識しているのにもかかわらず本件処分を行ったものと考えられる。

エ　このように、デジタル地番図に従って土地の配置や筆界を認定し、課税処分を行うことが不合理な結果を招くことが明白な状況にあり、

そのことを処分庁が認識している場合には、デジタル地番図を修正するかどうかは別論としても、その他の方法によって課税客体を的確に把握する努力をし、あるいは、納税義務者が不利とならないよう謙抑的に課税処分の内容を決する必要があると認められるところであって、これを怠り、特殊事情を考慮することなくデジタル地番図のみに依拠して課税処分を行ったことは、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くといわざるを得ない。よって、本件処分には、処分庁に認められている裁量権の範囲を越える違法があったといわざるをえず、取り消されるべきである。

4　まとめ

以上によれば、本件処分は、処分庁に与えられた裁量権の範囲を越える違法な処分であるため、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当ではなく、本件処分は取り消されるべきである。

よって、「第１　審査会の結論」記載のとおり答申する。

西尾市行政不服審査会

会　　長　　三　浦　眞　澄

委　　員　　伊　澤　光　二

委　　員　　坂　田　吉　郎